



豚コレラ発生に係る搬出制限区域の解除について

塩尻市の県畜産試験場で発生した豚コレラについて、発生農場から半径3 km から 10km までの区域で設定している搬出制限区域を解除します。

1 概要

塩尻市の県畜産試験場で発生した豚コレラについて、防疫措置完了後 17 日が経過することから、発生農場を中心として半径 3 km から 10km までの区域で設定している搬出制限区域を解除するとともに、以下の消毒ポイントの設置を終了します。

2 搬出制限区域の解除日時

令和元年 10 月 3 日（木） 24 時 （ 10 月 4 日（金） 0 時 ）

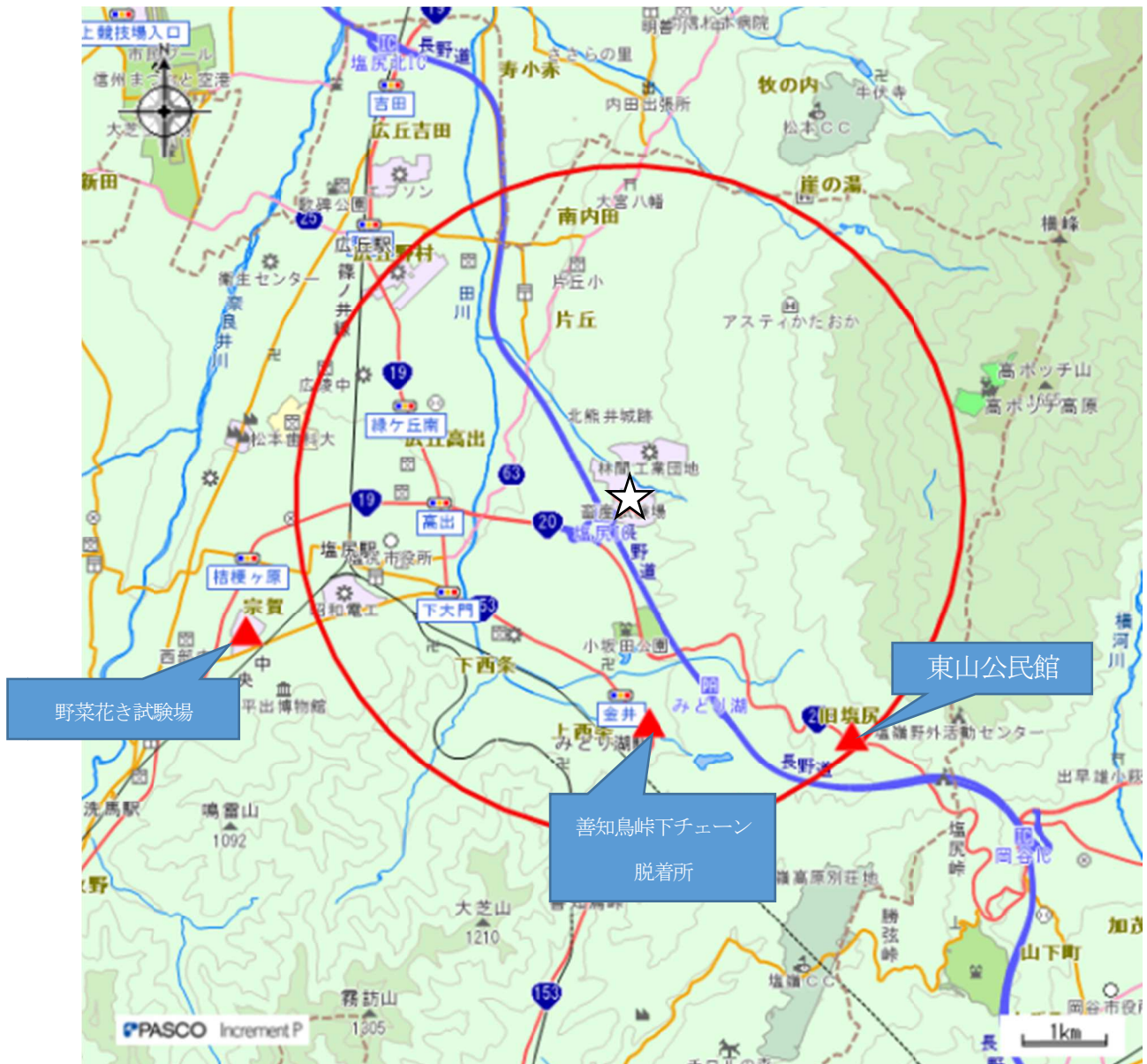
3 終了する消毒ポイント

施設名	所在地	消毒対象
長野県松本合同庁舎	松本市大字島立 1020	畜産関係車両のみ

※ 引き続き設置する消毒ポイントの場所は別添地図を参照。

農政部 農業政策課 企画係
（課長）草間康晴（担当）寺澤一宏
電話 026-235-7213（直通）
026-232-0111（代表）内線 3019
FAX 026-235-7393
E-mail nosei@pref.nagano.lg.jp

農政部 園芸畜産課 家畜防疫対策室
（室長）荒井一哉（担当）松浦昌平
電話 026-235-7232（直通）
026-232-0111（代表）内線 3175
FAX 026-235-7481
E-mail enchiku@pref.nagano.lg.jp



1 消毒ポイントの詳細

施設名	所在地	消毒対象
東山公民館	塩尻市旧塩尻 869-4	畜産関係車両のみ
善知鳥峠下チェーン脱着所	塩尻市金井 417 付近	同上
野菜花き試験場	塩尻市宗賀 1066-1	同上

2 消毒ポイント開設期間

2019年10月14日 19:00まで